

不正な入札・競合プレゼン等防止のためのガイドライン

[適用対象]

- 本ガイドラインは、dentsu Japan 各社が、「入札」を行う場合が対象となります。
- 本ガイドラインの「入札」は、
 - ・発注者が、価格、企画内容等につき複数の事業者を競争させて、契約の相手方（又は候補）を選定する発注方式全般をいいます。
 - ・発注者が官公庁であるか民間事業者であるかを問いません。
 - ・上記の発注方式である限り、「入札」、「見積り合わせ」、「競合プレゼン」等の名称・形式の如何を問わず、本ガイドラインにおける「入札」に該当します。
- 「入札」を行う場合は、必ず本ガイドラインを参照してください。

[目的及び構成]

- 本ガイドラインは、「入札」案件における独占禁止法違反を未然に防止し、皆さんに安心して業務を行っていただくことを目的としています。
- 本ガイドラインでは、「入札」案件において問題になりやすい場面ごとに、禁止行為及び推奨される行為を挙げて、その解説を記載しています。
具体的な構成は以下の通りです。

I 他社との接触に関する禁止行為（民間・官公庁発注案件共通）

- I-1 入札案件の情報収集活動の場面での禁止行為
- I-2 他社との協業の検討の場面での禁止行為

II 発注者との接触に関する禁止行為

- II-1 入札談合の観点からの禁止行為（民間・官公庁発注案件共通）
- II-2 入札妨害の観点からの禁止行為（官公庁発注案件のみ）

[本ガイドライン及び独占禁止法に関する相談]

- 本ガイドラインを参照して不明な点等があれば、法務部門に相談してください。
- また、入札案件等本ガイドラインに限らず、独占禁止法に関して疑問・懸念等がある場合、外部の独占禁止法専門の弁護士による相談窓口、直接電子メールで相談いただけます。

➤パブリック案件に関するご相談

dentsu-dokkin-compliance-public@noandt.com

➤非パブリック案件に関するご相談

dentsu-dokkin-compliance-nonpublic@nozomisogo.gr.jp